広報やまこし

発行所
新潟県古志郡
山古志村役場
電話竹沢局
17 23 78

印刷所
大川印刷所

主な記事

○消えゆく民具を残そう
○農業委員七月に改選
○国民年金の引き上げ
○年金保険料七月から改定
○種苧原保育所着工
○防ごう水死事故
○まちがいやすい印紙税

4月の村の人口

＝47年4月末日現在＝

世帯数	1,081	
人口	4,327	男 2,145人　女 2,182人
出生	3人（男0・女3）	死亡 11人（男6・女5）
4月の住民移動	転入 39人（男19・女20）	転出 64人（男36・女28）

消えゆく民具を残そう
収集にご協力ください

いま村では住民生活の向上や文化の変遷を知るうえに必要な資料として、昔の人たちが生活の知恵で作りあげた民具類などを収集していますのでご協力ください。

経済が急テンポで進み、物質的に豊かな社会になり、生活様式が変化するにつれ、親から子、子から孫へと受け継がれてきた古い生活用具は焼かれたり、投機の目的で都会に流出したりで、年々姿を消しています。

このようなことから、昔の人たちが生活や生産の手段としてみずから考え、作り、用いた土や汗のにおいがする用具類を後世に伝えることは私たちの義務であり、機械文明の中で人間性回復が問われている時代にこそ必要なのではないでしょうか……。

このため、散逸していく貴重な民具類を早く収集するとともに、池谷小学校第二校舎の一部を展示室に改造して、長く保存、展示する計画をしたものです。

しかし、これらの資料は衣食住、信仰、風俗など広範囲にわたるため、おおぜいのみなさんからご協力をいただかないと、とうていお目的を果たすことができません。おり々を見て土蔵や物置の中を見まわしたり、大きなときなどに、古い用具類を発見したときは、慌いたりこわしたりしないで、ぜひご提供いただくようお願いします。

収集する民具の種類は無数にあります。ほんの一例を次のとおり掲げてみましたので参考にしてください。

いっぽう、郷土史の研究に欠くことのできない古文書や、家宝的な刀剣類など提供いただけない重要なものをお持ちのかたは、その価値によっては村の文化財に指定するよう検討していますので、さしつかえない限り内容をお知らせください。

（民俗資料の収集は教育委員会で担当しています）

民具類の一例

① 衣食住に関するもの
火棚、箱、枕、行李、行燈、ランプ、六角、木鉢、箱、鏡、面箱、煙草入れ、脚半、腹当掛、法被、蓑帽子、すっぺ、爪掛、匙、巾、箕、かんざし、御歯黒用具、つぐら……。

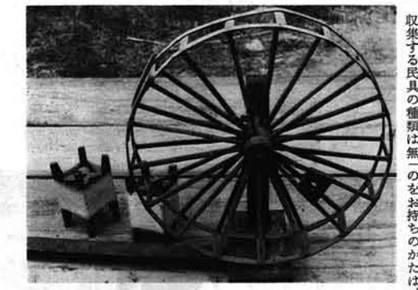

写真上から紡ぎ車、鞍、千肥、つぐら

② 生業に関するもの
馬鍬、千肥、唐箕、鞍、人の工具類、紡績用具、鋏……。

③ 通信運搬に関するもの
陣ら、貝、矢立、ながて、天符板、魯……。

④ がん具、遊戯に関するもの
独楽、鞠、凧……。

⑤ 信仰、行事に関するもの
偶像、わら馬、祭供具、幣束、楽器、仮面、祈願品……。

国民年金
老令福祉年金
月額三、三〇〇円に
十月分から上がります

国民的な課題である老人福祉対策や物価の上昇などによって、国民年金が大幅に改善されました。

老令福祉年金が一万二千円増額して年額三万九千六百円になったのを始じめ、拠出制年金も含み、障害、母子、遺児年金なども、それぞれ額が引き上げられました。また、所得制限も広のゆるくなり、受給範囲が広がるなど、改善された概要は次のとおりです。（カッコ内は改正する前のもので、年金額は月額です。）

① 福祉年金＝十月から増額します。
老令福祉年金　三千三百円（二千三百円）
障害福祉年金　五千円（三千四百円）
母子福祉年金　四千三百円（二千九百円）

② 拠出年金＝七月から増額します。
障害年金　一級　一万一千円（一万円）　二級　八千八百円（八千円）
母子年金　八千四百円（七千六百円）
遺児年金　八千四百円（七千六百円）

③ 所得制限の緩和＝五月から実施済です。
本人の所得が年に三十八万円（三十五万円）までであれば、年金は全額支給する。
また、例えば扶養親族が五人の場合では、年収二百五万八千円（百四十三万九千円）までであれば、全額支給する。

④ 他の公的年金との併給の緩和＝五月から実施済です。
国民年金以外の公的年金を受けているかたは、その額が年六万円以内であれば福祉年金を全額支給する。

年金保険料を改定
七月から月五五〇円に

七月から国民年金の定額保険料が、月額四百五十円から五百五十円に引き上げられます。

ただし、所得比例制の保険料は変わりませんので、この制度に加入されているかたは、七月から五百五十円プラス三百五十円の計九百円を納めることになります。

この保険料の改定は昭和四十五年七月に夫婦二万円年金が実現するなど、年金額が改善されたときすでに決っていましたが、加入者負担が急に多くなるのをさけるため、四十五年七月からと、ことし七月からの二回に分けて引き上げることになっていたものです。

年金加入者のみなさんが納める保険料は、国がたしかに負担すべきものですが、そして保育所や老人憩いの家、プールなど社会福祉施設の建設資金として県や市町村などに融資されて、ここから生れる利子をふやせば、将来年金を支給するときの財源にすることができます。

民年金は、このように将来年金を支給するために必要な財源を長期的に計算し、積み立てられたお金を運用しながら保険料を段階的に引き上げていく。々修正積立式をとっています。

このため、年金額を引き上げていくには、保険料もそれに見合って引き上げなければなりません。

保険料は期限内に

ところで、この保険料を納めなかったり、納めるのが遅れたりすると、だんだん額がかさんで納め難くなったり、年金を受けられなくなったりの不利になることがありますから、保険料は決められた期限までにキチンと納めるよう心がけましょう。

また、一年分をまとめて納めることもできますし、どうしても納められないかたには免除する制度もありますから、いつでも役場にご相談ください。

保険料の納期

今月は一期分です

一期　六月三十日
二期　九月三十日
三期　十二月三十一日
四期　三月三十一日

各納期に三か月分をまとめて徴収します。

水質汚濁性農薬の使用規制

ニシキゴイの養殖に欠くことのできない用水の汚濁を防ぐため、農薬取締法や水質汚濁防止法により、山古志村全域において次の農薬の使用して病害虫や雑草の防除をすることを規制していますので、ご協力ください。

○使いない農薬
PCP、パムコン、テロドリン等

なお、次に掲げる農薬は使用してもさしつかえありません。

デナポン、スミチオン、マラソン、カスミン、ゲザガード、MO、ニップ、カソロン、アッパ、DEP。

わあーい！うれしいな

保育所が新しくなる
九月末には完成

過疎対策事業として種苧原保育所の建設工事が進められています。

さる四月八日に五つの建設業者で競争入札した結果、千五百三十万円で落札した三条市の坂牧工務店と請負契約することが、五月六日の臨時村議会で議決されて、十日から工事が行なわれています。

建物は鉄筋二階建、延面積は二百九十五平方米（約八十九坪）で、ホール、保育室、遊戯室、医務室などが作られ、冬期に備えて温風暖房装置も取り付けられます。

また、近い将来は乳児保育もできるように乳児室や、乳児が自由にはいまわれるほふく室などもできます。

種苧原保育所は他の地区にさきがけ、昭和三十七年に民家の提供を受けて、季節的な保育所として開設されたものですが、この施設の完成により年間を通じて保育が行なわれることになっており、工事のため高校の寄宿舎に〝仮住まい〟の四十人のよい子たちは、九月末の完成を楽しみにしています。

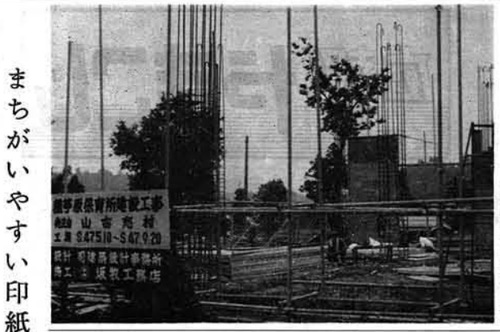

水死事故をなくそう

気候が暖かくなるにつれて、こどもたちの屋外での遊びが活発になります。

とくにこれからは水のシーズンでもあるため、毎年水死事故がめだって多くおきています。

幼児は危険に対する判断力が乏しいため、ほんのちょっと目を離したすきに取り返しのつかないことになります。いたましい水死事故をなくするため、みんなで次のことがらを実行しましょう。

① 部落や婦人会が協力して区域内の危険箇所を見まわり、防護措置をしておきましょう。

② 家庭では庭の池、いけす、きず、井戸などはもちろん、家の中の浴槽、水槽、洗濯機などにもじゅうぶん気を配り、事故防止に努めましょう。

③ 幼児のひとり遊びはたいへん危険です。食事のしたくなど、ほんのわずかなすきに思わぬところで事故がおきています。

④ 幼児の行動はじゅうぶん監視しましょう。

⑤ 危険な遊びを見たら、見知らぬこどもでも、ひと声注意を与えやめさましょう。あなたのひと声が幼い命を水から守り獲ります。

お宅の安全対策は……
大雨がせまっている

つゆ時を目前にひかえ、大雨による地すべりやがけくずれが心配されます。被害を未然に防ぐため、おたがいに危険箇所を総点検し、亀裂などを発見したときはすぐ応急措置をとるとともに役場に報告してください。

国は山古志村内の十箇所を地すべり地として指定しています。その面積は約五百三十ヘクタールで、村の総面積の一三％に当たる域が、過去に災害がおきた現在も動いている区域であるわけです。

このような地勢の中で近年は米の生産調整になり、畑の造成が大幅に伸びています。このため池がふえ、それに長雨が加わるといっそう地盤がゆるみ、危険性がますますきくなってきます。地すべりの原因は地下水の影響がトップです。人命を災害から守り、耕地の欠壊やニシキゴイの流失を防ぐため、防災体制を整え大雨に備えましょう。

① 地域で、地すべり等がおきたときも直ちに報告してください。

② 災害を防ぐには、まず用心が第一です。わかりきったことですが、次のことがらを改めて考え注意を怠らないことが大切です。

③ 水田や池の水保ちが急に悪くなるのも、危険の前ぶれです。

④ 用・排水路の管理をよくしておきましょう。

⑤ がけくずれなど危険がたとえ一つ二つ見つかったら、遅滞場所や方法を家中で話し合い決めておきましょう。

心配ごと相談所
まず相談してください
毎週月曜日に開設

心配ごと相談所が毎月次のように開設されています。とくに七月からは月を指定して身体障害者関係の相談にも応じることになりました。

日常生活における心配ごとはどんなことでも遠慮なく相談してください。ヒミツは守られます。

心配ごと相談所の開設日

場所	期日	時間	身障者相談月
虫亀出張所	第1月曜	9時～12時	9月、1月
山古志村役場	〃	〃	6月、10月、2月
東竹沢出張所	第3月曜	〃	7月、11月、3月
種苧原出張所	第4月曜	〃	8月、12月

まちがいやすい印紙税
はる額は文書や金額で異なる

不動産売買契約書、借用証書、領収書、委任状、判取帳などを作ったときには、国税である印紙税がかかります。印紙税は、このような文書を作った人が、きめられた金額の収入印紙をはり、消印して納めるしくみになっています。

印紙税のかかる文書は種類が多く、また同じ種類の文書でも記載された金額によって、はる印紙の額が違うことがあります。

このため、印紙をはり忘れたり、金額の異る印紙をはったりすることがよくあるようです。

長岡税務署では次のようにまちがいやすい例をあげ、正しい納税をするよう呼びかけています。

収入印紙をはらなければならない文書の種類や、いくらの印紙をはったらよいかなど、わからないことは遠慮なく役場や長岡税務署（電話㊵二〇七〇）におたずねください。

▼……印紙をはる文書か否かの判断は＝文書の標題や名称に関係なく、その内容や形式、作成の目的から判断します。

請求書の余白に「了」と「相済」などと書いたものでも、金銭の受取書として印紙をはらなければなりません。

また、覚書、念書、差入書のような文書でも契約内容を証明するものは、契約書として印紙をはらなければなりません。

▼……文書を二通以上作ったときは＝一つの取引きについて文書を二通以上作成したときは、それぞれに印紙をはらなければなりません。

例えば、不動産売買契約書で正本と副本を二通作成して、売主と買主がそれぞれ署名押印して一通づつ持つときは、正副両方に印紙をはらなければなりません。

▼……仮領収書にも＝後で正式の領収書を出すことになっているため、一時的に作成する仮領収書でも、受取ったことを証明するものですから、領収書と同じ印紙をはらなければなりません。

▼……不動産売買契約書と売渡証書＝売渡契約書のほかに、登記のときは売渡証書を作成することがありますが、この場合の「売渡証書」にも印紙をはらなければなりません。

農業委員
七月十四日に改選
識見と活動力のある人を選ぼう

七月十九日で任期が満了する農業委員会委員の改選が全国的に統一されて行なわれることになり、七月十四日が投票日に予定されています。

昭和二十六年に農業委員会制度が発足してからこしで二十一年めにあたり、第一回めの選挙が行なわれてから今回で八回めの選挙になるわけであります。

農業をめぐる諸情勢は依然として厳しいものがあり、特に農家労働力対策や農地保有の合理化、あるいは農村地域への工業導入等の農業構造政策委員の選挙が実施されるのは十八年で告示は七月三日、三月末現在の有権者は農業五百七十人です。

委員の定数は、試案義務づけられているものですから、領収書として印紙をはらなければなりません。

▼……不動産売買契約書と売渡証書＝売渡契約書

なお、選挙する委員の定数は十人で告示は七月三日、三月末現在の有権者は二千五百七十人です。

農業委員会は、農業委員会法の制定により、農業者の代表機関として果す役割を正しく認識し、真に代表者としてふさわしい識見と活動力のある人を選ぶよう努力しなければなりません。なお、選挙する委員の定数は十人で告示は七月三日、三月末現在の有権者は二千五百七十人です。

麻酔銃でドーン
放せば飼犬でも〝逮捕〟

犬の放し飼いがまだまだなくならず、多くの住民から苦情が寄せられています。

後長岡保健所では村内を巡回し、野犬はもちろん飼い犬と思われるものでも放し飼いにされている犬は、発見次第に麻酔銃を打って捕獲することになりました。

りも地域農業の発展と、身近かな農民の利益代表機関として果す役割を正しく認識し、真に代表者としてふさわしい識見と活動力のある人を選ぶよう努力しなければなりません。なお、選挙する委員の定数は十人で告示は七月三日、三月末現在の有権者は二千五百七十人です。

愛犬はいつもよくつないでおいてください。また、捕獲された犬を返えしてもらうには、一日につき百円の飼育管理料や返還料を徴収されたり、そのうえ一万円以下の科料に処せられることになっていますので、飼い主のなさんはじゅうぶんご注意ください。

知らせ

山古志よもやま
二十村の盆おどり

佐野軍一 (2)

空也（くうや）上人が活躍したという、延喜（えんぎ）時代をさかのぼること約一五〇年前を天平時代といわれ、これは聖武天皇の御代である。聖武天皇は仏教の信仰者として有名だが、天平五年に一本年七月十五日をもって盆供養をせよ」と天下に号令した。このため宮中では盆供養を行なった。だから、厳密にいえば既にこの時から盆踊りがはじまったといえるわけである。

当時の〝盆供養の儀式や踊の趣旨は、地獄からの霊を救う意であったが、長い歳月のうちに、それが、先祖の霊に供養するという意に変ったし、霊をお迎えする行事の日も十五日が十三日とくりあげられていた。

盆踊が一般民衆になじみだしたのは、室町時代ごろからといわれている。

やがて、武士が地方に根をはりだしはじめ、城をきづき城下町をつくった。

そして、農工商の庶民を集めて永住させようとし、その一策として庶民に娯楽を与え、踊ることを許したのが原因だという一説がある。

しかし、盆踊として全国的にひろまっていったのは、やはり江戸時代からで一番はなやかになったのは元禄時代であった。

元禄以前に四代将軍の家綱が江戸市中の踊を禁止したこともあり、飢饉（ききん）や洪水、大火などの自然暴威や人災などのため流離盛衰の悲喜は、つねに盆踊の歴史につきまとっていた。しかし、すでに庶民のなかにとけこんだ踊は消えることなく、昭和の今まで受け継がれて来わけである。「盆が来たのに踊らぬやつは、木仏、金仏、石ぼとけ」といった風潮は、明治から昭和の初期までつづき、特に娯楽のすくない農村地方などは、草木もなびくといった盛大な盆踊となった。

そして、仏の霊を救うからはじまった盆踊も、五穀豊穣、無病息災祈願をふくむ過程を経て、社交の場、恋愛の場に移行しつつ仏教臭は消えはして「忍ぶ恋路」に〝変ぎび植えな〟あわせずに戻れば、きびわるしの頃まで生れる青春謳歌の体臭ふんぷんの場となった。

（つづく）

今月の納税

村民税（1期）
国保保険料（2期）
年金保険料（1期）

知らせ

民俗資料の収集は教育委員会で担当しています

年金保険料を改定
七月から月五五〇円に

七月から国民年金の定額保険料が、月額四百五十円から五百五十円に引き上げられます。

ただし、所得比例制の保険料は変わりませんので、この制度に加入されているかたは、七月から五百五十円プラス三百五十円の計九百円を納めることになります。

この保険料の改定は昭和四十五年七月に夫婦二万円年金が実現するなど、年金額が改善されたときすでに決っていましたが、加入者負担が急に多くなるのをさけるため、四十五年七月からと、ことし七月からの二回に分けて引き上げることになっていたものです。

年金加入者のみなさんが納める保険料は、国がたしかに負担すべきものですが、そして保育所や老人憩いの家、プールなど社会福祉施設の建設資金として県や市町村などに融資されて、ここから生れる利子をふやせば、将来年金を支給するときの財源にすることができます。

民年金は、このように将来年金を支給するために必要な財源を長期的に計算し、積み立てられたお金を運用しながら保険料を段階的に引き上げていく。々修正積立式をとっています。

このため、年金額を引き上げていくには、保険料もそれに見合って引き上げなければなりません。

保険料は期限内に

ところで、この保険料を納めなかったり、納めるのが遅れたりすると、だんだん額がかさんで納め難くなったり、年金を受けられなくなったりの不利になることがありますから、保険料は決められた期限までにキチンと納めるよう心がけましょう。

また、一年分をまとめて納めることもできますし、どうしても納められないかたには免除する制度もありますから、いつでも役場にご相談ください。

保険料の納期

今月は一期分です

一期　六月三十日
二期　九月三十日
三期　十二月三十一日
四期　三月三十一日

各納期に三か月分をまとめて徴収します。

▼異動届には保険証を忘れずに……

国民健康保険の被保険者が転出したり、また、他の市町村から転入して新たに被保険者になるときは、転出（入）届の際に忘れずに保険証とミトメを持参してください。

保険証を直しておかないと医療費の全額負担をしたり、よけいな保険料を納めるなど、不利益を受けることになりますからご注意ください。（住民課）

▼失業保険の受給者へ……働いた日は申告して

失業保険金の不正受給をなくするため、働いた日や内職、手伝いをした日は忘れないようにメモしておいて、認定日には必ず申告してください。

昨年、長岡職安管内では百十八人のかたが二千石百二十九日働いた日を申告しないで、約二百六十万円の保険金を不正にもらって処分されています。（長岡・小千谷職安）

▼郵便受箱をつけよう！

切手売さばき所でも販売しています。

郵便受箱のないご家庭がまだまだ多く、郵便物を配達する際に困っています。つゆどきに郵便物を汚さないためにもぜひお取り付けください。

なお、郵便局であっせんしている郵便受箱は切手売さばき所でも取り扱っていますので、必要のかたは購入してください。一個七百円です。（郵便局）

▼ボーリングの貸付料

試すい機（ボーリング）の貸付料が次のように決まり、四月一日から実施されています。用水の確保などに利用ご希望のかたは係までお申し込みください。（産業建設課）

試すい機貸付料

使用者区分	村内	村外
貸付料（1日当）	8,200円	12,300円
基本料金	1,200	2,500
使用料金（内訳）	2,400	5,200
運転手賃金（内訳）	4,200	4,200
燃料費（内訳）	400	400

▼勤労者に住宅資金を

県内の事業所に雇用される勤労者は「新潟県勤労者住宅資金貸付制度」によって、住宅資金の融資を受けることができます。

貸付対象者＝自分の住むための住宅を新築、増改築、購入しようとする勤労者

貸付金額＝三十万円以上七十万円まで

償還方法＝十年以内の元利均等の月賦償還

申込期限＝九月三十日

申込先＝第四銀行、北越銀行、新潟相互銀行、大光相互銀行の本店または支店

その他くわしいことは金融機関か長岡労政事務所（㊵三一一一）におたずねください。（県労政課）

▼危険物取扱者試験の実施

石油類や農薬類を取売するには「危険物取扱者」の資格がなければなりませんが、この資格取得のための試験が次のとおり行なわれます。

受験希望者でくわしいことを知りたい場合は係までご連絡ください。

試験の日時
午前九時三十分から
場所　長岡市水道町
願書の締切　六月九日（総務課）

▼歯の無料診療を実施

歯科診療車が次の日程で村を訪れます。

歯の検査や簡単な治療、抜歯などは無料で行ないますから利用ください。

なお、小中学校の児童生徒は全員検査します。（住民課）

歯科診療の日程

会場	期日	時間
竹沢小学校	9月15.16日	10時～3時
梶金(栄)商店	10月20日	10時～3時
池谷小学校	6月21日	10時～3時
種苧原小学校	6月22.23日	10時～3時

▼胃ガンの集団検診

胃部検診車による胃ガン等の集団検診を次の日程で実施します。希望者はあらかじめ申し込んでください。

成人病は早期発見、早期治療がカギです。このチャンスをご利用ください。（住民課）

胃ガン検診の日程

会場	期日	時間	検査料
虫亀小学校	6月29日	7時～8時半	村で100円補助し500円を徴収します。
梶金(栄)商店	6月29日	9時～10時半	
種苧原出張所	6月30日	7時～8時半	
山古志村役場	6月30日	9時～11時半	